

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
役割	5	市民の権利及び責務	市民の権利	<u>1 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有します。</u>	○			5/30
				<u>2 まちづくり(市政)に参画(参加)する権利</u> 市の執行機関等及び市議会と協働し(協力関係を保ちつつ)、私たちのまち熊本市をつくりあげていくためにまちづくり(市政)に参画(参加)する権利	○			
				<u>3 情報を求める権利</u> 市の執行機関等及び市議会に対し、市民参画の前提となる、知る権利としての情報を求める権利(知る権利及び取得する権利)	○			
				<u>4 意見表明し提案する権利</u>	○			
				<u>5 個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心して安全な生活を営む権利</u>	○			
				<u>6 等しく行政サービスを受ける権利</u>	○			
				<u>7 協働請求権及び協働諾否権</u>			○	
			市民の責務	<u>1 発言と行動に責任をもつ</u> 市政への参画に当たっては、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。	○			
				<u>2 市政への参画</u> まちづくりにおける(住民自治における)自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。	○			
				<u>3 まちづくりに取り組む</u> 自らまちづくりに取り組みます。	○			
			事業者の責務	<u>1 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</u>			○	

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
役割	6	市議会の役割と責務	市議会の役割と責務	1 意見の聴取 住民の代表としての市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として及び市の議決機関として、広範な意見の聴取や市民の多様な意見の集約に努めます。	○			5/30
				2 市政運営の監視 まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視します。	○			
				3 政策立案 政策立案等を行います。	○			
				4 公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。	○			
				5 公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。	○			
				6 情報公開・開かれた議会 市議会は、市議会が保有する情報を積極的に公開及び提供するとともに、会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広く市民に広報するなど、開かれた議会運営に努めます。 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。	○			
				7 必要かつ十分な会議 市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。			○	
			市議会議員の責務	1 政策提案・誠実な職務遂行 市議会議員は、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行います。	○			
				2 条例遵守 市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守します。	○			
				3 市政運営の監視・意見聴取 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取に努めます。	○			
				4 情報公開・説明責任 市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。	○			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市長の責務	1 公平及び公正かつ誠実な市政運営 市長は、市民の信託に応え市の代表として公平及び公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。	○			5/30
				2 条例の遵守 市長は、市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現するため、この条例を誠実に遵守しなければなりません。	○			
				3 就任にあたっての宣誓 市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治権の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければなりません。			○	
			市の執行機関の責務	1 公平・公正かつ誠実、透明性の高い市政運営 市民の信頼に応え(市民の信託を受けて、その権限を委任され)、責任を負っていることを自覚し、職務を公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行わなければなりません。(市民の信頼を得るものでなければならない。)	○			
				2 行政サービスの質を高めること 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高めなければなりません。	○			
				3 最少の経費で最大の効果 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければなりません。	○			
				4 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること	○			
				5 参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映 市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、応答を公開し、施策に反映させます。(必要な施策を講じなければなりません。)	○			
				6 積極的な情報公開と説明 市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。	○			

「一巡目 協議結果一覧」

資料2

H20.9.29

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市の職員の責務	()については、表記の仕方が二通り以上あるもの 1 知識及び能力の修得とその向上 市の職員は、自らの責務を遂行するために、必要な知識及び能力の修得とその向上に努めなければならない。	○			5/30
				2 自己研さん 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励まなければなりません。	○			
				3 日本国憲法及び条例遵守 市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及び条例を遵守しなければなりません。	○			
				4 市民の視点に立ち、公平公正誠実な職務遂行 全体の奉仕者として市民の視点に立ち(市民との協働の視点に立ち)、公平及び公正かつ誠実に職務を行います。	○			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
参画・協働	8	参画及び協働の原則		1 参画と協働によるまちづくりに取り組む 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、対等な立場に立ち、お互いの知恵と力を出し合って、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。	○			5/30
				2 情報提供と参画機会の拡充 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。			○	
				3 平等 参画及び協働による熊本市のまちづくりは、それぞれの市民が有する諸違いに配慮し、お互いが平等であることを認識して進めます。			○	7/18
				4 男女共同参画 参画と協働によるまちづくりは、「男女協働参画社会基本法」の理念を踏まえ、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。	○			
				5 市の執行機関の不当な関与 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の執行機関の不当な関与を受けません。			○	
				6 参加・不参加による不利益 参画及び協働による熊本づくりの活動は、市民が活動への参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。			○	
	9	青少年・子どもの参画		1 青少年・子どものまちづくりへの参画 青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくり(年齢に応じて、熊本市の自治)に参画する権利を有します。	○			
				2 青少年・子どもの意見表明・提案 青少年・子どもは、熊本市の自治に関して、自らの意見を表明及び提案することができます。			○	
				3 青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもを市民として尊重し、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。			○	

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
参画・協働	10	市民参画制度、施策への反映		1 市民参画制度 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。(市民参画及び協働のための制度及び手続きを、別に条例で定めます。)	○			7/18 ↓
				2 参画機会の拡充 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画を拡充しなければなりません。	○			
				3 市民参画の手法の選択と公表・実施 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて、適切かつ効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。			○	
				4 施策への反映 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。			○	
				5 市民意見提出手続(パブリックコメント手続) 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重要な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。	○			
				6 提言・意見を受ける制度と対応機関の設置 市の執行機関は、市民からの政策提言及び意見の提案を受ける制度を別に条例で定めるとともに、そのための対応の機関を設置するものとします。			○	
	11	市民活動団体との協働		1 市民活動団体との協働・連携 市の執行機関等は、公共の福祉や公共の利益及び社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と情報を共有し連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備し、必要な支援等に努めます。			○	7/18

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
参画・協働	12	コミュニティ（地域のまちづくり）		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの				
				1 自主自立の地域づくりの推進 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。	○			
			コミュニティにおける市民	2 コミュニティにおける市民の役割 市民は、熊本市の重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。	○			
				3 役割の自覚と互いの尊重 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、市民としてのルールとマナーを守り、互いを十分に尊重しながら進めることとします。	○			
			市民と執行機関	4 新しい公共の仕組みづくり 市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。	○			8/19
			執行機関	5 地域のまちづくりの支援 市の執行機関等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。	○			
	29	対話の原則	定義	6 コミュニティの定義 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。	○			
				1 対話の原則 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかなければなりません。 この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。	○		○	8/19

「一巡目 協議結果一覧」

資料2

H20.9.29

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
参画・協働	30	まちづくり条例の整備		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの				
				1 参画と協働によるまちづくり条例等の整備 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。			○	
				2 条例の制定にあたっての3者の協議 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。			○	

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
行政の仕組み	15	総合計画		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの				8/19
				1 総合計画の策定 市(市の執行機関、市長)は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。			○	
				2 総合計画策定に当たっての市民参画 市の執行機関等(市長)は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。(市民参画による手続を行い、市民の意見を反映させます。)			○	
				3 市民への周知 市の執行機関等(市長)は、総合計画について、(広く)市民への周知を図ります。(策定後は、広く市民へ分かりやすく説明しなければなりません。)			○	
				4 適切な進行管理 市の執行機関等は、(市政の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において)総合計画の進行管理を適切に行います。			○	
				5 それぞれの過程における市民参画・公表・説明 市長は、総合計画の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民参画を図り、それぞれの過程の公開及び公表並びに説明を行うものとします。			○	

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
行政の仕組み	16	財政運営	財政運営の仕組み	1 財政の健全性の確保と効率的で効果的な財政運営 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。			○	8/19
				2 総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みの確立 市の執行機関(市長)は、健全な財政運営のため、(財政状況を総合的に把握し、財政計画を定め、)総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立します。			○	
				3 歳入の確保にあたっては、自主的で斬新な施策を創意工夫 市の執行機関は、健全な財政運営を行うために、歳入の確保に当たっては自主的で斬新な施策を創意工夫します。			○	
				4 費用対効果を数値化 歳出に当たっては、費用対効果を数値化します。			○	
				5 出資団体等を含めた全会計の連結決算 市長は、資産、負債及び資金の移転等の現況を正確に把握するため、出資団体等を含めた全会計の連結決算を行います。			○	
				1 わかりやすい資料の作成と公表 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。	○			8/19

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
行政の仕組み	16	財政運営	財政状況の作成、公表、市民への説明、評価	()については、表記の仕方が二通り以上あるもの				↓
				(市長は、予算の執行状況ならびに財産、地方債、一時借入金の現在高その他財政に関する半年ごとの財政状況等を公表し、見解を示し、わかりやすく市民に説明しなければなりません。)		○		
				2 財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明 財務状況の公表、監査の強化及び財政状況の説明に努めなければなりません。			○	
				3 財政診断に必要な財政状況資料の作成 財政診断に必要な財務諸表や、発生主義会計による財政収支を明らかにする財政状況資料を作成しなければなりません。			○	
		財産管理	財産管理	4 事業ごとの予算、決算、進捗度や達成度の評価、第三者評価、その過程と結果の市民への公表 市長は、事業ごとの予算及び決算を明らかにし、進捗度や計画達成度を明示する独自の行政評価を行うとともに、第三者評価を受け、その過程及び結果は、速やかに市民に公表しなければなりません。			○	↓
				1 財産管理計画 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を個別財産ごとに定めるものとします。 財産の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分または取得の予定、用途、管理の状況等必要な事項が明らかとなるように定めなければなりません。			○	9/24
				1 行政評価の実施と結果の反映 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり(総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、)行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます(予算編成、組織及び機構整備並びに総合計画の推進管理等に反映させなければなりません)。	○			9/24

「一巡目 協議結果一覧」

資料2

H20.9.29

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
行政の仕組み	17	行政評価		()については、表記の仕方が二通り以上あるもの				↓
				2 行政評価にあたっての市民参画の手続きと市民への公表 市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続(市民及び第三者機関等による評価)を踏まえるとともに、その結果について広く市民に(わかりやすく)公表します。	○			
				3 外部監査の結果を踏まえ必要な措置を講じる 専門性及び独立性を有する外部監査人の監査の結果を踏まえ、必要な措置を講じなければなりません。			○	

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
行政の仕組み	18	組織体制		1 組織体制の整備 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、(総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための)効率的で機能的な組織体制を整備します。	○			9/24 ↓
				2 組織運営 効率的で適正な組織運営に努めなければなりません(行なわなければなりません)。	○			
				3 職員の育成 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。	○			
				4 民間登用 市長は、重要かつ緊急性を必要とする専門の業務部門職員を、5人を限度に、民間より期限を付けて登用することができます。その職務権限等は、別に規則で定めます。			○	
				5 組織のフラット化 市長は、プロジェクト制による業務遂行など柔軟な業務組織を積極的に採用し、組織のフラット化による人材の効率的な活用を図るとともに、縦割り業務の弊害をなくさなければなりません。		○		

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
行政の仕組み	19	審議会等		1 審議会等の設置 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。	○			9/24
				2 公募等による人材の選任 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます(幅広い人材が登用されるよう配慮し、その委員の全部又は一部(3割)を公募等により選任するよう努めなければなりません)。			○	
				3 選考結果の公表 市長は、審議会等委員の選考にあたっては、選考の結果と理由を、速やかに公表するものとします。			○	
				4 審議会等の会議の公開 審議会等の会議は、原則として、公開とします。			○	
	20	総合的な行政サービス		1 総合的な行政サービス 市の執行機関等は、市民の要望(ニーズ)及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の(組織横断的な)連携を図り、総合的な行政サービスを提供します(提供に努めます)。	○			
	32	人事制度の確立		1 人事制度の確立 市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければなりません。	○			
	33	環境保全		1 環境保全 市民及び市の執行機関は、市民が健康で快適な生活を営むための、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。		○		

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
情報	21	情報共有	情報共有	1 情報共有 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。	○			9/24 ↓
				2 市の執行機関の情報共有 市の執行機関(市長)は、参画と協働のまちづくりを推進するために(熊本市の自治を推進するために)、市政に関する情報を積極的(かつ適切)に市民に公開し、提供し、情報の共有に努めなければなりません(情報の共有を保障する制度をつくらなければなりません)。	○			
				3 市の執行機関の情報の整理・保存と市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備 市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚するとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。	○			
				4 市議会の積極的な情報提供 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議決事件に関する情報以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができるとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。	○			
				5 情報公開条例及び個人情報保護条例への反映と新たな制度の構築 前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に速やかに反映されるとともに、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制度の構築に努められなければなりません。			○	
				6 市民の情報提供 市民は、まちづくりについて必要な情報の提供を市に求め、取得することができるとともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供することに努めます。	○			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 ()については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断			協議日
					盛り込む	盛り込まない	検討する	
情報	22	個人情報保護		1 個人情報の保護 市の執行機関等(及び市議会)は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。	○			9/24 ↓
				2 自己情報コントロール権 市民は、個人の情報の開示請求等、自己情報コントロール権があります。		○		
説明責任	23	説明責任		1 説明責任 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において(まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において)(市政に関する事項の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、)、その必要性及び妥当性を(その内容、効果及び手続きを)市民に(市議会に対して明らかにし、)わかりやすく(速やかに)説明します。	○			9/29 ↓
	24	意見及び要望の取扱い		1 意見及び提案に対する対応 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案(要望)に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。				
				2 経過や結果の公開 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します(速やかに公開する等、透明性の高い市政運営を行います)。				
				3 権利の保護と経過や結果の公開 市長は、市民の権利の保護を図り、市の行政執行等により市民が受ける不利益な取扱いを、簡易かつ迅速に解消させるための第三者機関を設置するものとします。				
	25	行政手続		1 行政手続 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における(公平及び)公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。	○			9/24 ↓